

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則新旧対照表

_____は改正箇所

旧	新
<p>(教育・保育時間)</p> <p>第6条 こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 保育の必要性の認定を受けない児童 午前9時から午後2時 <u>(水曜日にあつては、正午) まで</u></p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(教育・保育時間)</p> <p>第6条 こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 保育の必要性の認定を受けない児童 午前9時から午後2時まで</p> <p>2 -----略-----</p>